

令和2年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

令和2年3月23日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 17号 令和2年度中川村一般会計予算  
 日程第 2 議案第 18号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計予算  
 日程第 3 議案第 19号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計予算  
 日程第 4 議案第 20号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第 5 議案第 21号 令和2年度中川村水道事業会計予算  
 日程第 6 議案第 22号 令和2年度中川村下水道事業会計予算  
 日程第 7 議案第 24号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第6号）  
 日程第 8 陳情第 1号 国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書  
 日程第 9 陳情第 2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書  
 日程第 10 発議第 1号 国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書の提出について  
 日程第 11 発議第 2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について  
 日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊  
 2番 飯 島 寛  
 3番 松 澤 文 昭  
 4番 大 原 孝 芳  
 5番 松 村 利 宏  
 6番 中 塚 礼次郎  
 7番 桂 川 雅 信  
 8番 柳 生 仁  
 9番 鈴 木 絹 子  
 10番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

- |       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 村長    | 宮 下 健 彦 | 副村長    | 富 永 和 夫 |
| 教育長   | 下 平 達 朗 | 総務課長   | 中 平 仁 司 |
| 会計管理者 | 半 崎 節 子 | 保健福祉課長 | 菅 沼 元 臣 |
| 振興課長  | 松 村 恵 介 | 建設水道課長 | 小 林 好 彦 |
| 教育次長  | 松 澤 広 志 | 代表監査委員 | 岡 田 俊 彦 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子  
 書 記 座光寺 てるこ

# 令和2年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和2年3月23日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第17号 令和2年度中川村一般会計予算

日程第2 議案第18号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第3 議案第19号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第4 議案第20号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第21号 令和2年度中川村水道事業会計予算

日程第6 議案第22号 令和2年度中川村下水道事業会計予算

以上の6議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、去る3月2日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長 予算特別委員会の委員長報告には入り前に、今回の予算特別委員会は第6次総合計画初年度の予算審査となります。そのため、中川村の将来ビジョンを踏まえて多方面から多くの質疑が出され、活発な議論が行われました。したがって、委員会報告書が20ページに及ぶ膨大な内容となっています。この報告書の全てを報告すると時間がかかりますので、本日の委員長報告については各係1つの質疑応答のみを報告します。

なお、予算特別委員会報告書の全文を村ホームページに掲載しますので、詳細については村ホームページで確認をしてください。

それでは、令和2年度予算特別委員会審査報告を行います。

3月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和2年度中川村一般会計予算について、3月12日13日16日の3日間にわたり役場第1・第2委員会室におきまして委員10名の出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答について報告いたします。

総務課財政係、「特定目的基金の災害対策基金の目標額は。」との問いに「基金ごとにある程度の目標額を定めている。実際に災害があった場合には1,000万円2,000万円では到底対応できず、少なくとも億単位は必要。当初予算ベースでは1,000万円ずつ計上できていけばいいと思う。決算の段階で繰越金が出たところで基金積立てか繰上償還かを判断していきたい。」との回答でした。

庶務係、「電気自動車の電源装置について、有償にして一般の人が使えるようにして

はどうか。」との問いに「公用車に限らず、役場の太陽光発電の電気を休日は垂れ流している状態なので、それを電源として、無償か有償かは別として、観光客向けの充電スタンドを作ったらというアイデアは持っている。これまで取り組んだことがないので、当面は運用も含めて公用車用として利用し、次のステップとして考えたらどうか。」という回答でした。

むらづくり係、「プロモーション動画の効果と問題は。」との問いに「視聴が国内だけに限られていないということもあり、視聴者がどう感じているかという分析はしていない。ただ、こういった動画を協力隊の力によって作っているということなので、協力隊が活躍できる場となっている。また、教育現場やふるさと中川村を見直すことにも使っていけるのではないかと考えている。課題としては、費用対効果の見えにくさ、いいものだという評価と全く見たことがないという声もあり、説明のしにくさは課題ではないかと思う。また、これをどう続けていくのかということも課題。」との回答でした。

交通防災係、「防災士の要請について、手挙げ式ではなく各地区に1人等、目標を持って取り組んでいるか。」との問いに「人数としては各地区に1人くらいいるようなことをイメージしているが、必ず各地区で1人ずつではなく、それくらいの人数を確保したいということ。消防の役職経験者を中心に自発的に資格を取ってもらっている。」との回答でした。

建設水道課建設係、「都市計画総務費委託料の用途区域変更検討とあるが、雇用確保のための企業誘致のための事務という認識でその項目が入っているということよいか。」との問いに「項目には入っていない。あくまでも県からの依頼に基づいて実施する基礎調査。」との回答でした。

国土調査係、審査の過程で出された質疑応答はありませんでした。

水道係、審査の過程で出された質疑応答はありませんでした。

振興課農政係、「有害鳥獣については全県的に管理計画の中で駆除頭数を決めていると思うが、出勤回数という形で手当てを出していないとやり切れないのではないか。出勤して捕獲できない場合もあるので、補助の内容を出勤手当に切り替えることはできないか。」との問いに「県、国の補助事業を活用してとなると、どうしても捕獲数となってしまふ。その補完として数年前から30万円を猟友会に直接補助している。これからこういった形がいいか、猟友会の皆さんの話も聞きながら研究していきたい。」との回答でした。

なお、「中川村の猿の捕獲事業はうまくいっていると評価している。片桐は数年前まで非常に出没がひどかったが、一昨年の捕獲事業でほとんど出没がなくなった。成功した事例である。」との意見が出されました。

耕地林務係、「ため池の定期点検が大事で、危機管理上の問題としてため池の構造について調査はできるか。今後の計画は。」との問いに「具体的に構造調査はできていないが、ため池については全てため池カルテをつくって構造、貯水量、その他について把握している。また、所有者、管理者に点検をお願いしており、併せて使わないため

池について廃止するところも出てきている。その他のものについて計画はないが、検討していきたい。」との回答でした。

商工観光係、「陣馬形キャンプ場の予約管理システムと連動してセンサー設置工事と同時に入場者数の集計システムなどの入場管理はできるのか。センサーの設置場所があずまやのあたりだと、山頂へ行かない人は館とされないのではないか。日々の利用者のデータは計画の策定等にも重要であると考えますが、どうか。」との問いに「1日に限定組数の予約となっており、その中に利用者数は入力されるので積算はできる。現段階では来客センサーとは別物として考えていたので、センサーは山頂に上る階段のあたりに独自で設置する予定であった。センサーの設置位置については検討する。日々のデータについても検討する。」との回答でした。

保健福祉課保育所、「保育室照明器具改修工事の内容は。」との問いに「片桐保育園の照明が下り下げ式で地震の際に危険であるため、その改修工事となる。併せてLED化にする。」との回答でした。

地域福祉係、「地域活動支援センターの作業訓練の主なものは。」との問いに「作業内容は、簡単な作業を通じて就労できるようにすることが目的。内容については、委託した法人に任せる。」との回答でした。

高齢者福祉係、「介護用品の補助に布おむつリース補助があるが、現在は紙おむつのほうが普及している。布おむつにこだわる理由は。」との問いに「現在でも布おむつを年間2、3人が利用している。介護用品の補助は紙おむつも購入補助の対象となっているが、介護度3以上で住民税非課税の方が対象となるため該当者が少ないのが現状。」との回答でした。

保健医療係、「風疹の予防接種について、抗体検査が必要であるのに受けていない人はどのくらいか。抗体検査は大事なことである。積極的なPRはしているか。」との問いに「おおよそ半数が受けていない。年に3回ほど通知している。また、広報にも年2回ほど掲載している。あとできることは個人に電話をするくらいである。」との回答でした。

教育委員会総務学校係、「給食センターの生ごみ処理機はどのようなものか。動力は。最終的にはどうなるか。どのくらいの量になるか。村内でも生ごみが多く出されていて費用がかかっているが、それを資源と考えれば収益が上がるのではないか。庁内で検討はできないか。」との問いに「生ごみを入れ、発酵、攪拌をして減量させるもの。200Vの電源。微生物資材を投入する。全量交換となる。1日20kg掛ける200日くらいを見込んでいる。バイオ資源が相当量あることは分かっているが、環境、コストを考えて検討は行った。また、保育園の生ごみも受け入れることとしている。庁内で検討を行ってはいないが、今後、企画委員会で検討する。」との回答でした。

「この問題は村全体に関わる問題でもあり、役場内で再検討していただきたい。」との委員長提案がありました。

社会教育係、「埋蔵文化包蔵地試掘調査とはどのようなものか。」との問いに「土木開発工事が村内にある文化財包蔵地に該当した場合、事前の現場確認や調査が必要に

なる場合があり、それに対してあらかじめ試掘調査が必要になるということで、重機の使用料等や発掘の人員費を計上している。金額は概要で、1回分としている。」との回答でした。

住民税務課住民係、「マイナンバーカードについて国では推進しているが、住民への啓発とそのメリットは。」との問いに「1月から毎月広報に掲載している。土日・夜間窓口についても周知している。併せて商工会や郵便局へも周知の協力をお願いしている。メリットとしては、4月からコンビニ交付ができることと、免許証のない高齢者の方の身分証明書になるということがメリットになる。」との回答でした。

税務係、「入湯税は今年度80万円くらい入っていると思うが、見積もりが少ないのではないか。」との問いに「当初予算は少なめに見込んでいる。」との回答でした。

生活環境係、「大気測定車の設置時期及び年2回測定ができないか。」との問いに「平成27年度は7月～8月、平成28年度は12月～1月、平成29年度は一年間、平成30年度は10月～11月、令和元年度は6月～7月となっていて、時期をずらして測定している。年2回の測定は県の測定値とは若干異なるが、JRで測定を行っている。」との回答でした。

会計室、審査の過程で出された質疑応答はありませんでした。

議会事務局、審査の過程で出された質疑応答はありませんでした。

以上、一般会計の審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、国民健康保険事業特別会計の報告をいたします。

3月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第18号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、3月13日、役場第1・第2委員会室において委員10名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

続いて、介護保険事業特別会計。

3月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第19号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計予算について、3月13日、役場第1・第2委員会室において委員10名全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答について報告いたします。

「昨年から介護保険事業の歳出が増えている。介護保険事業の将来の見通しは。」との問いに「介護保険を使うのは75歳以上の方が多いが、75歳以上人口のピークは2025年が山で、2030年から下降していく見通し。」との回答でした。

「介護予防事業の強化をしっかりと進めてほしい。」との討論がありました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

続いて、後期高齢者医療特別会計。

3月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第20号 令和2年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3月13日、役場第1・第2委員会室において委員10名全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、水道事業会計。

3月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第21号 令和2年度中川村水道事業会計予算について、3月12日、役場第1・第2委員会室において委員10名全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答について報告いたします。

「関連式漏水探知機は、飯島町、大鹿村と共同購入となっているが、3町村で1つのもを購入するということか。」との問いに「購入したものを一年中は使わないので、購入に当たって協定書を結び、期間を限定して持ち回りで使用し、非常時には使えるように考えている。」との回答でした。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

下水道事業会計。

3月2日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第22号 令和2年度中川村下水道事業会計予算について、3月12日、役場第1・第2委員会室において委員10名出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑応答について報告いたします。

「マンホールポンプ蓋の更新に建設改良企業債を使うことは可能か。使えることが前提だとすると、駄目なときはどうなるか。」との問いに「起債の対象になるか事前に県に確認をしながら進めているが、維持管理だと言われると下水道債となるが、そうすると過疎債も借りることができるはず。」との回答でした。

「マンホール蓋の調査については、場所によって特徴があるので、今回、全箇所調査を行うのであれば、それをきちんと記録を取って、次回から有機物がたまりやすい箇所を集中して調査、更新をできるように今回の調査を生かしてほしい。マンホール蓋の事故は補償問題になり、損賠賠償となると大損害となってしまうので、きちんとした資料作りを行ってほしい。」との要望が出されました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 私は、予算特別委員会委員長の報告について補足意見を述べます。あくまで補足意見です。

この本会議での委員長報告では触れておりませんが……

○議長 桂川議員。今、質疑の時間ですので、じゃあ討論のほうでいいですか。

○7番 (桂川 雅信) すみません。

○議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○7番 (桂川 雅信) すみません。続きを読みます。

この本会議での委員長報告では触れておりませんが、特別委員会の予算審議では、商工観光系の審議の表決において2番議員から反対票が投じられております。2番議員の意見は、村長公約にも第6次総合計画にも商工業の振興とあるが、具体的なものは何もないとはどういうことか、商工振興事業でも従来どおりの事業しかなく、新しいものは何もない、少額でもいいので具体的なことをやってほしいとの意見で、結果的に商工観光系の予算には反対票を投じられました。

私は、議員がそれぞれの立場で予算案について意見を述べ合うことは大切なことと思いますし、それは予算審議において十分に保証されていると思います。しかし、予算案に対する要望や提案を意見として述べることと予算案に反対するということとは意味が全く異なります。予算案に反対票を投じるということは、その予算は執行するなという意思表示ですから、2番議員は、商工振興事業は従来どおりの事業しかなく新しいものは何もないので反対したことになりますので、従来どおりの商工振興事業は商工業の振興に役に立っていないので執行するなという意図になります。もし、そうであるならば、行政が作成した予算案に対して反対意見を述べる以上、その内容を具体的に示すべきであると思います。私は、このような感覚的な議論で反対票を投じることがあってよいのか非常に疑問であります。商工観光系の予算では、工事請負契約を除けば、特に商工会への補助金など、商工振興事業が毎年突出しており、商工会への補助金もこの4年間では少しずつ増額されております。しかも、この予算は、ほぼ村の単独事業で、毎年1,000万円以上が継続的に投入されております。2番議員が反対票を投じてまで予算の執行を阻止しようとしたのは、こういった商工業振興事業への継続的支出をやめろと主張しているのと同じでありますから、反対票を投じた以上、村民に対して説明責任を果たすべきと私は思います。

私は、毎年継続的に村の商工業者に対して1,000万円以上の資金が投入されていることに重要な意義を見いだしております。この資金は、村の商工会を中心とした活動に生かされており、村内の商工振興事業を支える上で重要な役割を担っていると私は思います。継続事業など意味がないのではなく、継続的に進めねばならないものは阻止すべきではないと考えます。もし、その内容に新味がないのであれば、それは補助金を自主的に運営している団体に対して述べるべきものであり、商工会の自主

的運営を支援している行政に対して行うものではないと私は考えます。

もう一度、整理して申し上げますが、予算案に反対するという事は、その予算の執行に反対するという事ですから、2番議員は商工振興事業の補助金支出等の継続事業の予算執行に反対する根拠を明確に表明すべきと考えます。逆に、2番議員が反対票を投じたことを撤回されるのであれば、予算特別委員会の議事録は変更できませんから、そのことを表明されるべきと思います。これは、予算案を策定し提案した行政に対する議会としての責任と節度ある振る舞いだと思います。

以上です。

○議 長  
○9 番

ほかに討論はありませんか。

(鈴木 絹子) 令和2年中川村一般会計予算案に対して賛成の立場で討論します。

まず、子育て支援では、産後ケア等の充実をはじめ保育環境の整備、給食費の補助など、細やかな施策で、子育て世代の支援が予算化されています。子育て世代にはうれしい施策と考えます。

次に、高齢者・障害者福祉の分野では、介護予防総合事業の1つとして総合事業通所型サービスの実施計画、中川地域活動支援センターの開設、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の開始等があり、健康に暮らせること、健康寿命が延びることは中川村の活性化にもつながると考えます。

そのほか、小中学校の学習環境の整備の推進、日本で唯一のアンフォルメル美術館の充実、防災計画の抜本的見直しと諸施策の創設、2030年度までに2013年度比で40%削減する二酸化炭素削減目標に向けた中川村地球温暖化対策実行計画の実行に向けた望岳荘まきボイラーの導入や電気自動車の導入、太陽光発電施設設置条例の制定、中川村農業担い手支援事業、農業交流センターの立ち上げなどなど、村民の暮らしを守り、向上させるべく、公約の実施を力強く思います。

職員一体となってしっかり予算執行されるようお伝えして、賛成討論とします。

○議 長  
○6 番

ほかに討論はありませんか。

(中塚礼次郎) 私は、令和2年度中川村一般会計歳入歳出予算について賛成の立場で討論をいたします。

令和2年度予算の対象の内容については、委員長からの報告にありましたが、慎重に審査、検討が行われました。

2年度予算は10年間の期間とする第5次中川村総合計画に引き続き令和2年度から10年間の村づくりの基本となる第6次中川村総合計画、その中でも基本となる4つの村づくりの目標に向け、住民一人一人、地域、企業、各種団体、行政が共に取り組み、目指すべき村の姿を見据え施策を展開するものとなっております。

また、村長任期の最終年度を迎え、掲げた公約の6点、農業と商工業を大いに盛んにする、出産から子育て支援さらに充実し、子どもが元気の育つ村づくりを進める、要介護、要支援、障害者を地域で支える事業を進める、都市からの移住促進、定住化を進める、中川応援基金を創設し、日本で最も美しい村づくりに磨きをかける、村民の安全・安心な生活を支える、これらを事業化し、裏づけとなる予算化が図られてい

ます。

今、新型コロナウイルス感染症の拡散は全世界に及び、世界経済に大きな打撃を与え、先行きの見えない大きな不安となっております。日本経済も消費税増税による消費の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症対応として取られている自粛対策があり、観光業、飲食業、個人事業主などの事業活動や国民生活も大きな影響を受けています。村内飲食店をはじめとする事業者には、経営悪化の状態にあり、厳しい状況に置かれ、国のとる支援策に加え、村として新型コロナウイルス対策支援事業の実施に向け取組がされています。経済の先行きに不安を抱える中ですが、第6次総合計画の前期5年の初年となる次年度事業に向け、着実な計画に実践と、村民要望にどう応えるか、力強い取組に引き続き期待をいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議 長  
○5 番

ほかに討論はありませんか。

(松村 利宏) 私は賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度予算は、第6次総合計画の考えを実行するための初年度として極めて重要です。

第5次総合計画は、総合的・長期的視点に立った土地計画を策定していません。また、令和2年度予算には土地利用計画の作成が入っていません。このため、私は、第6次総合計画にある土地利用構想の土地利用の課題6項目、土地利用の基本方針6項目について前期計画の初年度である令和2年度に土地利用の具体化を進めることが必要だと考えます。これからの5年間は、中川村がいつまでも働き続けられる活気あふれる中川、生活基盤が整い快適で暮らしやすい中川を実現するための重要な時期になります。総合的・長期的視点に立った土地利用計画は、村内で新たな雇用を確保するための企業誘致、起業、創業、地域住民の暮らしのための拠点づくり等のため、令和2年度に検討を開始し、早急に計画を作成しなければなりません。

第6次総合計画で提示している土地利用の基本方針のうち、長期的視点に立った土地利用、高速交通網の整備を生かした土地利用の検討、計画作成が前期基本計画に反映されるよう、令和2年度から検討を開始するようお願いして、賛成討論とします。

○議 長  
○7 番

ほかに討論はありませんか。

(桂川 雅信) 私は、2020年度一般会計……

○議 長  
○7 番

桂川議員。

(桂川 雅信) はい。

○議 長  
○7 番

1回なんですけど……。

(桂川 雅信) そうですか。

○議 長  
○7 番

いいですか。先ほど……

(桂川 雅信) 先ほどは補足意見です。

○議 長

いいですか、じゃあ。

発言させるか。駄目ですか。

○8 番

(柳生 仁) ただいまは賛成、反対の討論であり、補足討論ではないので、そこ

は議長の判断でお願いします。

○議長 じゃあ、桂川議員、発言をどうぞ。

○7番 (桂川 雅信) 2020年度一般会計予算案に賛成の立場から討論に参加します。

特に次年度予算案において村政の重要な発展を示す部分を評価しながら賛成の意図を述べたいと思います。

次年度予算の特徴として挙げられるのは、懸案であった幾つかの事項に進展が見られたことと、議会や決算審査などで出された議会側の意見に対して真摯に対応した内容が見られたことにあります。

第1に、地域おこし事業と農業・観光交流事業において農村交流センターの設置に向けて具体的に予算化が計上され、次年度でのスタートが確実になったことであります。中川村における農業と観光は、村の収益を上げる要の部分であり、この要を支える組織が設立されることになったことにより、次の発展を大いに期待したいところであります。ここで留意したいのは、村の農業の多くが小規模農業、国際的には1ha未満のことですが、このことを生かした農業、営業戦略が求められているということでもあります。小規模、家族農場という、どうしても時代遅れ、非効率、もうからないといった印象を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、今やこれらのデメリットがリスク分散しやすい高付加価値をつけやすいというメリットを生かした農業として新たな発展を始めていることに特に留意をしていただきたい。急激な気候変動の下では、小規模農家の多品目栽培のほうがリスクを分散しやすいと先日申し上げましたが、消費者の声に連動した営業戦略を農村交流センターの中心に据えていただきたいと思います。

第2に、今年度の障害者グループホームの新設について、次年度に地域活動支援センターの設立に向けて動き始めた点であります。障害者が地域と共に暮らし自立した生活を送るためには、自立のレベルに応じた支援が必要であり、その拠点となる施設が引き続いて設置されることになったことは、村の将来にとってもすばらしいことであります。村が自立をするということは、村民が自立した生活を送るということであり、それは自立から一人も取りこぼさないということでもあります。人は、皆それぞれが一人の人間としての尊厳を持って生きており、その人間としての尊厳を大切にするために高齢者福祉があり、障害者福祉があります。障害者福祉は、障害者がかわいそうだからやるものではありません。一人の人間にとって無駄な人生などないのです。障害者が社会的に自立することができる社会こそ成熟した市民社会の姿であります。人間の尊厳を経済的な価値でしかはからない社会は格差を拡大し、やがては価値のない人間は社会から抹殺しようとしてしまいます。障害者施設での集団殺傷事件は、その究極の姿です。誰もが助け合いながら自立して生活する姿を美しいと感じるような、そういった村づくりへの第一歩として、地域活動支援センターの設立を心から歓迎するものです。

第3に、アンフォルメル美術館本館改修工事が予算計上された点です。アンフォルメル美術館は日本で唯一の抽象画美術館であり、本来ならば村の創作活動の拠点的な

施設になるものです。アイデア次第で全国から観覧希望者が集まってもよい施設ですし、村で創作活動を行っている方々の拠点ともなる施設と考えます。かつて中川中学校の校長先生が生徒たちに「アンフォルメル美術館は日本で唯一の抽象画美術館だと、これ、みんな知っていたかい？」と聞いていたことがありました。美術館は、今や単に美術愛好家が集まる場ではなく、地域と一体となった文化施設、観光施設としての役割を持つようになっていきます。アンフォルメル美術館の本館工事終了前から新しい企画力を持ったキュレーターを地域おこし協力隊員として招き、全国展開できる施設を目指していただきたいと思います。

第4に、議会や決算審査などで意見として挙げられた事項が条例上の規定に組み込まれ、次年度予算として決定したことを予算編成の前進面として挙げておきたいと思えます。これは、基金の整理、統合と災害対策基金の開始や消防団員の手当てを旅費などの曖昧な名目ではなく出動手当として明文規定して、その予算を正式に計上したことなどに現れております。特に災害対策基金については、初年度から立ち上げが重要であったために1,000万円と少額スタートとなっておりますが、今後は目標到達までの計画を示していただいたほうがよいと思えます。と同時に、この基金を法律上は防災対策にも支出ができますので、国の補助が見込めないような場合でも対応が可能であることをもし添えておきたいと思えます。

さらに、昨年も申し上げたのですが、電子機器類の更新時は一挙に一般会計からの支出となるため、新規購入した時点から減価償却相当額を設備機器更新基金として積み立てることを改めて提案しておきます。7,000万円の機器を購入して10年後に更新が分かっているならば、毎年700万円ずつ積み立てておくことは後年度のショックを和らげる意味でも大切なことと思えます。本年度と次年度でパソコンやサーバーなどの機器類が大量に更新されましたが、いずれまた更新時期を迎えます。そのときに一般会計の財政状況がどうであっても必要な機器類の更新はしなければなりません。民間企業は、通常は機器類の減価償却額を内部留保しており、それらを取り崩すことで更新を乗り切ることができません。官庁会計では減価償却が認められておりませんが、基金の積み立ては合法であります。設備基金更新基金は目標額が立てやすいものですから、現状の資産を整理して更新時に必要な目標額を継続的に設定していくことを提言しておきます。

最後に、水道事業の特別会計予算に賛成する立場から述べます。

水道事業は、有収率がかつて80%を超えていた時期がありました。その後、70%台に落ちてしまいましたが、近年は漏水箇所復旧により少しずつですが向上し始めました。水道事業は、今後、有収水量の減少が見込まれますので、老朽化施設の更新とともに漏水箇所の早期発見と修繕は経営改善にとって急務となっております。次年度に精度の高い漏水探知機を購入することが決まったことは、経営改善への意図が明確であり、歓迎したいと思います。特に、この高額機器を購入するに当たり、聞き稼働率を考慮しながら近隣両村と連携して購入することになった点は、今後の同様の事例では参考になるものと評価したいと思います。また、貯水機能つき配水管設置は、災害時



に配水管が破損した際の緊急対応措置としてすぐにでも必要な装置です。阪神・淡路大震災後には応急給水拠点の設置が全国で普及しましたが、多くは給水栓を附属した地上配水管を設置したものでした。村に次年度設置予定の物は貯水機能がついており、上流配水管がダウンしても避難時の緊急給水に対応できるようになっています。今後は、この装置の長所を最大限発揮できる有効な活用方法と設置場所を検討していただくことを期待したいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第 17 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。着席ください。（起立者着席）したがって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。着席ください。（起立者着席）したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。着席ください。（起立者着席）したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。着席ください。（起立者着席）したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。着席ください。（起立者着席）したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。着席ください。（起立者着席）したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 24 号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第 24 号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。

今回、追加議案で上程を願う補正予算は、さきの議会全員協議会で御説明をいたしました国の令和元年度補正予算による担い手確保・経営強化支援事業関連予算の新規追加と感染の拡大により住民生活や地域経済に影響が及んでいる新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の追加が主なものであります。

初めに、第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,990 万円を追加し、総額を 38 億 4,830 万円といたします。

款、項、区分ごとの補正額及び補正後の予算額は、第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

第 2 条 繰越明許費の追加と変更は第 2 表 繰越明許費補正により、第 3 条 地方債の変更は第 3 表 地方債補正によるものであります。

詳細につきましては事項別明細書で御説明をいたします。

初めに 3 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費補正は追加と変更であります。総務費、総務管理費のリモートワーク支援システム構築事業、民生費、児童福祉費の保育環境改善等事業、衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルス感染拡大対策事業、商工費の新型コロナウイルス感染症対策補助事業につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として新たに追加計上をお願いするもので、いずれも物資の調達や事業の性質上、年度内での完了が困難なため、令和 2 年度にまたいで事業を実施するものであります。

総務費、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード申請補助端末購入事業は、5 号補正で予算計上したものでありますが、全国的な機器の発注により端末機の設定作業を含めた事業完了が 4 月中旬にずれ込む見通しとなったことから繰り越しを行うものであります。

農業費の担い手確保・経営強化支援事業は、国の補正予算に伴うものでありますが、実質的な事業実施が令和 2 年度内になることから全額を繰り越すものであります。

商工費の望岳荘消防設備改善事業は、同じく5号補正で予算計上したものでありますが、工事を進めておりますが年度内での工事完了が困難となったことから繰り越して施工をするものであります。

消防費の消防団員被服貸与品購入事業は消防団員の活動服であります。この商品が中国製のため、コロナウイルスの影響で納品が遅れるということから繰り越すものであります。

4ページの林業費望岳荘バイオマスボイラー設置事業は繰越額の増額変更であります。工事の前払い金を年度内で支払う予定でありましたが、契約相手方との協議により前払い金の請求、支払いが4月以降になったため、全額を翌年度に繰り越すものであります。

続いて5ページの第3表 地方債補正は変更であります。5号補正で予算計上いたしました国の補正予算に係る林道宮ノ沢線改良事業の関係であります。補助対象外の事業費分が起債対象から外れたため減額をするものであります。

続いて、事項別明細書の8ページの歳入から御説明をいたします。

11款 地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化に伴い令和元年度に交付される国の特例交付金であります。国の基準により交付額が示されたため1,122万8,000円を増額いたします。交付額が予算額より大幅に増えておりますが、当村では子育て世帯の負担軽減を図るため保育料を国の基準より低く設定しており、また多子世帯等の独自の軽減措置なども行っているため、保育料無償化により見込んだ実質的な減収額より交付金が多くなってきたものであります。

9ページの16款 国庫支出金、児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの補助金で、子ども・子育て支援交付金の30万2,000円は小学校臨時休校に伴う放課後児童クラブの受入れ対応に対する補助金、保育対策総合支援事業費補助金100万円は、保育所等における感染予防対策に対する補助金であります。

10ページ、17款 県支出金、農業費補助金1,027万3,000円は、先ほど御説明をしました国の補正予算により採択をされた担い手確保・経営強化支援事業の補助金であります。

11ページ、22款 諸収入は、予算調整のための預金利子の更正減。

22ページの23款 村債は、先ほど第3表 地方債の補正で御説明をいたしました林道宮ノ沢線改良事業に係る林業債の補正で、290万円の減額であります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

13ページ、2款 総務費であります。一般管理費、職員手当等の168万円の補正につきましては、年度末退職者の増により今年度分の支払いの退職手当組合負担金が不足をするため増額をするものであります。

文書広報費、電子化推進事業の委託料286万3,000円は、議会全員協議会で御説明をいたしましたリモートワーク支援システム構築業務委託料であります。これは、今回の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、万一、役場庁舎での業務が困難になった場合や、また、災害時等においても自宅や避難所など離れた場所から役場のサーバー

に接続して業務が行える、いわゆるテレワークのシステム環境を整備するものであります。

14ページ、3款の民生費、児童福祉費、保育所費の100万円は、先ほど御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補助金によりマスクや体温計、消毒液などの購入費と、備品購入費は、みなかた、片桐、各園の空気清浄機などを購入するものであります。

児童クラブ運営事業の41万2,000円は、小学校の臨時休校に伴い児童クラブの受入れ時間を拡大したことによる指導員の賃金の追加と児童クラブで使用する備品の購入費であります。

15ページの4款 衛生費、保健衛生費、予防事業の14万3,000円は、新型コロナウイルス予防対策に係る消毒液、マスク等の医薬材料費の追加であります。

続いて16ページ、農林水産業費、農業費、農業振興費の補助金は、歳入で御説明をしました国の補正予算による担い手確保・経営強化支援事業補助金であります。新たに設立された南向醸造合同会社が行うワイン用ブドウ栽培の棚や機械の導入、また新たに組み込むワイン醸造のための設備整備等に対する補助金で、国からの補助金1,027万3,000円と村の農業担い手支援事業による上乗せ補助金100万円を計上するものであります。

林道改良事業につきましては、地方債減額に伴う財源の組替えであります。

17ページ、7款 商工費、商工振興事業の補助金300万円であります。これも全員協議会で御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している村内の飲食業、小売業、サービス業、観光・宿泊業等の事業者に対して緊急的な支援を行うもので、今年の2月または3月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少した場合に減少額の2分の1以内で30万円を限度に補助を行うものであります。

18ページ10款の教育費、小学校費、学校管理の賃金の減額につきましては、小学校臨時休校に伴う児童クラブの対応について、午前中は東西小学校の教室を使用して子どもたちの受入れを行い、特別支援教育補助員が指導員として対応したため、その分の賃金を児童クラブ運営事業に組み替えるものであります。

最後に、14款 予備費21万円を減額して予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 8 陳情第 1 号 国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。  
本件は厚生文教委員会に付託してあります。  
厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。  
○厚生文教委員長 それでは、審査結果を報告します。  
陳情第 1 号 国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書。  
去る 3 月 2 日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書、去る 3 月 4 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査いたしました。  
審査の結果、全員の賛成で採択すべきものと決しました。  
陳情の趣旨は次のとおりです。  
平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されましたが、国民健康保険は被用者保険に加入していない 75 歳未満全ての人を対象にしているため、所得水準の低い加入者が多く、被保険者の保険料、税の負担は重いものとなっています。現状において国民健康保険は被保険者の保険料と国、県、市町村の負担金などで賄われていますが、被保険者の負担を軽減するためには、国庫負担割合の引上げを含めた財政基盤強化策を充実させるなど、適切な措置を講じる必要があります。年々高くなる国保料、税をつくり出している主な要因は、国保の運営に国庫補助を 1984 年以来 50%から半以下まで減らしてきたからです。政府の試算でも国保加入者の平均保険料 1 人あたりは協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍と格差が生じています。家族数に応じてかかる均等割が格差拡大の要因となっています。全国知事会、全国市町村会、全国町村会など、地方自治体も国保を持続可能とするために国民健康保険の国庫負担の増額を政府に要望してきており、公費を 1 兆円投入して国民健康保険を協会けんぽ並みの負担にするよう求めています。  
陳情事項、国民健康保険料、税を協会けんぽの保険料並みに引き下げのため、国庫支出金を抜本的に増額すること。  
審査の結果、全員の賛成で採択となりました。  
審査の過程で出された意見は次のとおりです。  
賛成意見ですが、1 として、昔は自営業、農業が多かったが、今は低所得者、高齢者が多く、国の負担は必要である、2 つ目として、定年後の加入者増が原因、収入源

であり、国の補助が必要、3 つとして、陳情のとおり今後村も引き上げが必要になってくる。  
以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。  
○9 番 （鈴木 絹子） 賛成の立場で討論します。  
1961 年に国民皆保険体制となりました。国保の被保険者の 70%は農林水産業と自営業者でした。2015 年には無職と非正規雇用者の割合が 78%となりました。そして、国の負担はというと、1980 年代 50%ありましたが、2008 年には約 25%に半減されました。国保は、公的医療保険の中では所得水準が最も低く、組合健保の 42%の平均所得で、組合健保の約 2 倍の保険料を負担していることとなります。苦しい生活の中で保険料が払えず、滞納となるケースが増える大きな原因と言えるでしょう。  
国保は、国庫負担が投入されることで社会保障の位置づけがあります。憲法 25 条の理念、国の生存権保障義務があるものです。具体的には、医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するものです。セーフティーネットのような機能を果たし、皆保険体制を下支えする役割を果たしています。  
国保以前の問題かもしれませんが、東京で 70 代と 60 代の兄弟が生活困窮で死亡、体重は 20 kg と 30 kg 台だったそうです。福岡では、88 歳の母親がパーキンソン病の 70 歳の娘を刃物で刺して無理心中という事件がありました。  
誰でも病気になったら安心して医療にかかれるように、生きる権利を保障するために、国に国庫負担の増額を求めるこの陳情に賛成します。  
以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
この陳情に対する委員長の報告は採択です。  
この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第 1 号は委員長の報告のとおり採択することに決

定しました。

日程第9 陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 3月2日の本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、3月4日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域間格差によって地方から労働力が都市部へ流出し、地方人口の減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いている、地域経済を再生させる上で最低賃金を全国一律に是正することが必要不可欠な経済対策である、最低賃金を引き上げることで中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができる、労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで地域の中小企業の経営も改善させ、地域循環型経済の確立が図れる、最低賃金を大幅に引き上げつつ、地域間格差をなくして中小企業支援等の拡充を求めるといった内容でした。

審査の結果は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「地域経済を再生させる上で最低賃金を全国一律に是正することは必要不可欠な経済対策であり、最低賃金を上げるためには中小企業への助成や融資等の施策の充実が必要である。」、「最低賃金引上げの趣旨は賛同できるが、最低賃金の地域間格差がある中で、全国一律に自給1,500円に引き上げる要求は無理がある。」、「都市部の賃金水準が高いのは、都市部への地方からの人口流入が続いたためである。国も国策として、企業も社会貢献として最低賃金を引き上げ、地域格差解消に向けた政策の拡充が求められている。」、「最低賃金の引上げは労働者と企業、それぞれの見方によって考え方が違う。最低賃金の引上げは必要である。最低賃金を引き上げるためには中小企業の支援策の拡充が必要であり、かつ使いやすい支援策でなければ支援につながらない。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

○1番 (片桐 邦俊) 私は、この議案に対しまして反対の立場で意見を……。あ、すみません。すみません。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○8番 (柳生 仁) 今報告があったわけですけども、日本を支えている中小・小規模事業所、これが三百何万社とあるわけですけども、こういった事業所が今報告のあった一律1,500円に上げるようにもして、国からなってきた場合、国からの支援も必

要ですが、そういった事業所の本当に経営が成り立つんだろうかっていうことが非常に心配されますけども、そこら辺はどのように議論されたか聞きます。

○総務経済委員長 先ほど申しましたように、国からの施策として中小企業に対して助成をして、その部分は補っていかなければならないということと、併せて使いやすい助成にすることによって中小企業も生き残っていけるというので、むしろ最低賃金を上げることによって日本全体の経済がよくなると、そういうことによって景気の向上を図っていくと、そういう議論があったところでもあります。

以上であります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○1番 (片桐 邦俊) 私は、この議案に対しまして反対の立場で意見を述べさせていただきます。

最低賃金の値上げの趣旨につきましては、私も十分理解をするものでありますけれども、陳情の具体的な内容を見ると疑問を持たざるを得ないというように考えております。

1つは、最低賃金の全国一律化であります。これは、最低賃金の一番低い15県というのは、東北、また九州地区の県でありますけれども、各都道府県で昨年公表されました世帯当たりの平均的な生活費である標準生計費をこの15県と東京都と比較をしてみました。2人世帯、3人世帯で見ると、2人世帯で東京都の15万3,100円に対して15県のうちで高い県は12万8,814円、低い県は10万6,900円、3人世帯では東京都の19万7,090円に対して15県のうちで高い県は17万492円、低い県は13万6,080円と、東京都の86%~70%というような状況であります。この15県の平均的に見ましても80%、東京と比べまして80%前後というところであります。全国の生計費は格差が縮まってきているというように言われておるわけでありまして、確かに全国の6割くらいの県は東京都との格差が縮まっているというふうに現状言われております。ただ、あとの4割くらいの県とはまだまだ格差があると感じられておるため、全国一律化に対しては疑問であります。

また、最低賃金1,500円以上を目指すこととしておりますけれども、実は昨年も同様の陳情が出されておりますが、昨年は最低賃金1,000円以上を目指すとしておりました。1,500円以上を目指すということは、これは労働者の総意ということだというふうには思いますけれども、現在、国は全国加重平均で1,000円の早期実現を目標としており、ここ4年くらいで3%強の賃上げで、加重平均で100円以上の賃上げとなっており、着実に最低賃金は上がってきております。今回目指している最低賃金1,500円以上は、一番低い最低賃金790円の倍近いこともあり、現実的に難しいと思われま

○議 長  
○7 番

ら考えても、全都道府県で最低賃金 1,000 円を目指すことが妥当であると私は考えます。

以上の理由から反対討論といたします。

次に原案に賛成者の発言を許します。

(桂川 雅信) 私は、この陳情に賛成して意見を述べます。

今、1 番議員の発表された標準生計費ですが、これは人事院が発表する各地の標準生計費となっていますけども、これについては後ほど述べたいと思います。

まず、最低賃金をなぜ全国一律にしなければならないのかという点です。2019 年の地域最低賃金の改定は、最高が東京の 1,013 円、最低はDランク 15 県が 790 円となり、東京と神奈川が 1,000 円を突破しました。このような傾向がなぜつくり出されたのか。それは、高度経済成長期に農村部から若い労働力を都市に大量に送り込むため、賃金の地域間格差を利用したことから始まっているのです。この地域間格差が若年労働者の都市への流出を促進させ、中小企業への就職を阻害し、地域の高齢化、過疎化を進め、地域経済の弱体化を招き、人口減少の大きな要因にもなっています。こうした地域間格差の温床となっているのが最低賃金の地域別設定なんです。全国的な労働者の賃金を底上げすることは、地方からの若年労働者の流出を止める上で重要な政策であることは明らかであります。

ちなみに、先進国では、ほとんど全国一律最低賃金制度を採用しており、一律でない国は、その多くが発展途上国か、あるいは連邦国家でありまして、面積が大きく、各地域の経済的な完結性が高く、かつ地域間の格差が大きい国でありまして、日本のように面積が狭い先進国で地域別設定が 47 もあるのは例外中の例外で、特殊な状態であります。

日本の最低賃金は地域別に定められる生活保護基準との整合を持つものであるから、その決定が地域別に定められることも一定の合理性があるという意見もありますが、この合理性は生活保護基準が地域別に定められることは合理的であるということ为前提とする場合の合理性であって、最低賃金が地域別に定められることの合理性を導くものではありません。

労働者の最低賃金や生活保護基準は、本来、日本国憲法第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。」、25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、労働基準法第 1 条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。」とする条文に基づいて行われるべきものであります。

日本の最低賃金は、しばしば指摘されるように国際的に見て非常に低い水準に置かれております。OECDによると、労働者が中間賃金に対する最低賃金額は、フランスが 60%であるのに対し、日本のそれは 37%に過ぎません。購買力ベースで見ても、オランダを 100 とすると日本は 65%程度であります。最低賃金の効果が労働者とその扶養家族の一定程度の生活水準を確保することができるようにすることは、社会国家の規範的要請であり、そのような視点からすると、日本の最低賃金水準はあまりにも

低いもので、貧困撲滅の効果がかなり限定的であると言わなければなりません。このあまりにも低い日本の最低賃金水準は、地域間格差を温存することで成り立っており、全国一律の水準に引き上げる努力こそ必要なのであります。

次に、時間給 1,500 円は高いのではや地方の生活費は安いという意見についてですが、私は、この要求を出している全国労働組合総連合の担当局長にメールを送り返事をもらっておりますので、その内容も含めて申し上げたいと思います。

まず、労働組合は全国で最低生活生計費試算調査を行っていますが、この調査では、生活実態調査、実態生計費調査、あるいは消費動向、社会性の調査などがありますが、もう一つ、手持ち材調査、これは日常で使っているものですが、それから市場価格調査を組み合わせた理論生計費を組み立てています。実態だけでは、我慢することを強制する結果となり、単なる理論生計費だけでは地域性のあるライフスタイルをしんしゃくできないところに矛盾が生じます。労働組合が行っている最低生計費試算調査は、こうした弱点を踏まえた調査結果となっています。具体的に申し上げます。労働時間を年間 1,800 時間とした場合、年収 300 万円を稼ぐには時給で 1,666 円が必要です。一時金などが非正規雇用労働者にはありませんし、諸手当も一時退職金もありません。文字どおり働いた時間分だけの賃金となります。個人として自立して生活を営むときに必要な金額を、その地域の消費動向や生活実態をしんしゃくして、実際の価格調査も行って、最低生計費試算調査という科学的に導き出した数値が時給 1,400 円～1,500 円という結果となっています。さらに、この数値は決してぜいたくな水準を求めたものではなく、下位 3 割ライン、7 割以上の人所有するものを常備物とする導いたつましやかな普通の暮らしのラインであります。その結果、都市部でも過疎地でも最低生計費に大きな違いは見られませんでしたと労働組合は私へのメールに書いてありました。日常品の価格は、都市部も農村部も大きな違いはありません。違うのは家賃です。25 歳単身者で家を所有できる人はごくまれです。そうすると賃貸住宅となります。地方の場合、家賃は安いですが、交通機関が貧弱なため、どうしても車の所有が前提となります。東京都の場合、20 歳代の普通免許所有率は 25%程度です。しかし、地方では車がないと暮らせません。所有率は 8 割を超えます。そこで、5 年落ちの軽の中古車を所有するとして、走行距離や車両維持費を計上したところ、都市部の家賃との差額を相殺する結果となりました。このように求めた科学的な調査結果が最低生計費試算調査です。

現行の地域別最低賃金の基礎資料となっている人事院が発表する各地の標準生計費、これは先ほど 1 番議員がおっしゃられた話ですが、この標準生計費、その算出根拠が実は大変不明であります。厚生労働省に聞いても分からない、あるいは公表できないとされ、情報公開請求を行っても、この根拠自体がつまびらかにされていません。まさにブラックボックス的な数値となっています。その水準が表す生活水準がどのようなものであるか検証すらできない数値が使われているということでもあります。さらに、現行の地域別最低賃金がこのいい加減な標準生計費を参考資料として算出されて公表されているということを考えると、労働組合と大学の研究者が連携して客観的資料と

して取りまとめた最低生計費試算調査と 1,500 円要求は妥当なものと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

最後に、時間給を 1,500 円に引き上げたら中小企業は潰れてしまう、中小企業には既に支援が行われているのではないかという意見についてであります。

毎年行われる中央、地方の最低賃金審議会では、使用者側委員から最低賃金を上げると中小企業が大量に潰れる、最低賃金引上げは中小企業の経営を圧迫すると主張するが必ず繰り返され、引下げ要求の根拠としてもいつも使われております。日本の最低賃金が先進国の中で極めて低いことはさきに述べたとおりですが、日本でなぜこんなに低賃金をはびこるのか、そこにメスを入れずに中小企業の困難の原因を賃金に押しつけることを見直す必要があります。日本における低賃金構造の問題に日本の商取引慣行である一括発注があります。それは、人件費も含めて、締めて何円でやりますという制度であります。そのため、人件費も一般経費と同じに扱われ、経費削減の名の下に一緒に賃金も削減されているのであります。同様に下請企業の経常利益も圧迫されてしまいます。つまり、大企業による下請け企業への過酷な搾取が勝手放題にできるように放置されているのであります。その証拠に、四半期別の利益率では大企業ほど利益率が高くなっており、費用別企業規模によっても労働分配率に格差が生じています。2017 年では中小企業の労働分配率が 75%である一方で、大企業は 50%を切っています。日本では、中小企業の賃金は大企業よりも 3割以上も低くなっていますが、産業別の協定賃金などがしっかりと確立しているイギリスは 99.0%、ほぼ同額であります。オランダ、デンマーク、フィンランドでは、中小企業のほうが大企業よりも中小企業の賃金が高いとされています。日本の労働組合は、まず制度的な改善を求めているのであります。

さらに、最低賃金を引き上げることを主な目的とした中小企業に対する直接的な支援策として、日本では最低賃金引上げに対応するとして業務改善助成金が実施されてきたことでもあります。しかし、この制度は使い勝手が極めて悪く、中小企業団体からも使いにくい、要件が厳し過ぎるなどの苦情が多数出ておりました。特に 2015 年から支給決定基準に生産性向上を必須条件としたことで、2014 年までに 24 億 7,000 万円まで上昇した交付決定額も翌 2015 年には 3 億円と決定件数も交付の激減してしまいました。

最低賃金の上昇に伴う中小企業支援策としては、例えばフランスでは、法人税減税と社会保険料の事業主負担額の軽減として 2019 年度には約 2.5 兆円の軽減が実施される見込みです。韓国では、従業員 10 人未満の企業の社会保険料の事業主負担の 8 割が国から保証されています。5 人未満の企業では 9 割が保証されており、さらに最低賃金引上げに伴って賃金を上げた労働者 1 人につき時給 150 ウォンが真水で給付されています。アメリカでは、最低賃金引上げに対応するために 07 年から 11 年までの 5 年間で約 8,800 億円もの各種減税策を中小企業中心に実施いたしました。

日本の企業数の 99.7%、労働者の 7 割が働く中小企業が活性化しなければ、日本の経済は再生できません。それには、日本の中小企業支援策はあまりにも貧弱でありま

す。中小企業労働者の賃金が向上すれば消費も向上します。そうなれば税収も増え、社会保険料の納付も増え、社会保障が拡充できます。これは、元内閣参与で京都大学の藤井聡教授の試算でも明らかになっています。

中小企業の低賃金構造を中小企業家もよしとは見ておりません。中小企業家同友会全国協議会の幹部は、人件費は経費ではなく投資だという合意を得ていると言っています。経費削減が是とされる社会にあって人件費を経費とすれば、賃金が安い企業はいい会社になってしまう、それはおかしいと同友会の方針として表明しています。働く人の暮らしを守る役割が経営者には厳然と存在していることを表明しているのがあります。中小企業家の中に強い願望としてあるのは、最低賃金の引上げとともに社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業家への直接的支援であります。

今回の陳情は、これらをセットとして取り上げており、日本の低賃金構造を打破して日本経済の再生のためにも採択すべきものと考えます。

以上です。

○議 長  
○8 番

では、次に原案に反対者の発言を許します。  
(柳生 仁) 今、ただいま事細かに全世界の話もしていただきまして、非常に難しいことではありますが、私は身近な単純なことで反対討論をします。

この陳情については、この趣旨は、配付された資料を読みますと最低賃金を上げてくれということで、大変労働者にとっては重要なものと思っております。問題は、日本の中小・小規模事業所などが給料を現実にとどのくらい出せるかっていうことが大きな問題であります。ネットで調べて見ますと、全国で約 421 万社あるようではありますが、その中で大手企業っていうのは 1 万 1,000 社、ほんのわずかではありますが、そして中小企業が 380 万 9,000 社、そのうちの中規模企業は 55 万 7,000 社とあり、小規模事業所が約 325 万 2,000 社っていうことで、これが一番労働賃金の下で問題であります。とりわけ小規模事業所は従業員約 5 人以下が 9 割弱を占めており、雇用の 4 分の 1 を占めており、国税庁の 2014 年、前の話でありますけれども、発表した法人税のことでもありますけれども、赤字の会社が全体の 70.3%という、177 万 6,000 社ほどが赤字の経営となっております。こうした実態から、労働賃金を上げるという難しさがよく分かってまいります。そうした中で、製造業、外貨においても、約、大企業が 50 兆円、中小企業で 57 兆円となっており、多くの従業員を抱えている中小企業が最低賃金を払えるかどうか、ここに疑問があるわけであります。

ある小さい会社の社長さんの話でございますけれども、日々、部品作るのに単価が下がってくるということで、大変嘆いておりました。

また、ある 10 人規模の社長さんでありますけれども、単価を下げられても、問題は、かかる経費っていうのは同じなんだと、電気代とか固定資産税とか人件費などは絶対に削れないと、そんなことでもって非常に困っておるという話がありました。

福祉の現場でもそうでありますけれども、なかなか労働賃金を上げられないのが現状であり、最低賃金を上げることは大変いいわけではありますが、現実には運営していくのは厳しいと、こんなことを言うておりました。

労働者の時間単価を上げることは大変すばらしいことでもありますけども、現実で、国の決めとして時給 1,500 円に上げた場合に、本当に中小・小規模事業所が路頭に迷わないか、本当に会社が続けられるのか、今、説明がありまして、いろんな方法があれば会社は十分やっつけていけるっていうような話がありましたけども、実際、日本の企業において内部留保が十分あるっていうのは非常に難しい状況かなあと思っております。

したがって、この陳情 3 号については、趣旨としては、労働者の立場としても賛成したわけでありまして、日本の中小企業、中小・小規模事業所の現状から見ても、今現在、賛成する立場にならないことで、反対の討論とします。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の討論、発言を許します。——ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 私は反対の立場で討論します。

日本は資源がありません。したがって、製品等を作って海外に売るか国内で売っているというのが基本です。今、農業、それから海産物等も含めて海外に輸出できるようになっておりますけども、まだその段階ではないというふうに考えています。

それから、日本の中小企業、零細企業は約 90%以上あります。

ここの趣旨にあります全国一律で賃金になるということは、非常に、私は反対する立場ではありませんが、ここにありますが、ここにありますが 1,500 円というのは唐突な数値であるというふうに認識しております。これをやることによって、国からの補助があったとしても中小企業が持たないだろうというふうに考えております。その点で反対といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の討論を、発言を許します。——ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、陳情第 3 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 10 発議第 1 号 国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○2 番 (飯島 寛) 国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書の説明を申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険料の財政運営が都道府県に移管されましたが、国民健康保険は被用者保険に加入していない 75 歳未満の全ての人を対象としているため、所得水準の低い加入者が多く、被保険者の保険料、税の負担は重いものとなっています。現状において国民健康保険は被保険者の保険料、税と国、県、市町村の負担金などで賄われていますが、被保険者の負担を軽減させるためには、国庫負担割合の引上げを含めた財政基盤強化策を充実させるなど、適切な措置を講じる必要があります。年々高くなる国保料、税をつくり出している主な原因は、国保の運営に国庫補助を 1984 年以來 50%から半以下まで減らしてからです。政府の試算でも国保加入者の平均保険料 1 人当たりは協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍と格差が生じています。家族数に応じてかかる均等割も格差拡大の要因となっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体も国保を持続可能とするために国民健康保険の国庫負担の増額を政府に要望し続けており、公費を 1 兆円投入して国民健康保険を協会けんぽ並みの負担率にするよう求めています。

よって、国民健康保険被保険者の負担軽減に向け、下記のとおり強く求めます。

記

1、国民健康保険料、税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるため国庫支出を抜本的に増額すること。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 11 発議第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

朗読

趣旨説明を求めます。

○事務局長

○議長

○7番

(桂川 雅信) 案文の朗読により提案とさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、長野県では848円、最も低い15県では790円に過ぎない。これでは、フルタイムで働いても年収120万～150万円にしかならず、最低賃金法第9条第3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。

さらに、地域別であるがゆえに長野県と東京都では同じ仕事でも時給で165円もの格差がある。しかも、年々格差が拡大している。若い労働者の都市部への流出を招き、地域の労働力不足を招いている。地域経済の疲弊につながり、同時に自治体の税収が不足し、行政運営にも影響が出始めている。

調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活する上で必要な生計費は、全国どこでも月22万円～24万円税込みの収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準である。また、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律性を取っている。OECDの加盟国は、最低賃金を引き上げ、購買力平価換算で時間額1,200円以上、月額20万円以上は当然となっている。政府が率先して必要な中小企業支援策を実施して公正取引ルールを整備し、最低賃金の引上げを支えている。

日本でも中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充しながら最低賃金を大きく引き上げることを要望する。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金の抜本的な引上げと全国一律性にしていくことを下記のとおり要望する。

記

1、政府は、労働者の生活を支えるため最低賃金1,500円以上を目指すこと。

2、政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

3、政府は、最低賃金の引上げを円滑にするため、中小企業への具体的な使いやすい支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本定例会に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長

3月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月2日から22日の間の長い期間にわたる議案審議で大変お疲れのことと思います。この中で、本議会に提出をいたしました22件の議案と本日提出をいたしました令和元年度中川村一般会計補正予算(第6号)の合計23件の議案全てを可決、承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

議会開会から今日までの間、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために3月4日からの一斉休校の措置を取りました。併せまして、保護者の勤務の関係で自宅で過ごすことが難しい児童には、午前中に学校で過ごし、介護予防センター西館に午後移動し、児童クラブに通う生活を続けております。児童クラブの支援員の下でいつもと変わらない生活ができているようでありまして、午前中の見守りに当たっている特別支援教育支援員の皆様の御協力にも感謝を申し上げ、ここに改めて御報告を申し上げます。

小中学校の卒業式も村民、御来賓の皆様が見守る中での式典とはなりませんでした。が、中学校、小学校、それぞれ春の旅立ちにふさわしい卒業式となったようでありませぬ。

昨年10月1日からの消費税引上げ後の内需景気の明らかな後退に加え、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のためとはいえ、大小の集まり、宴会等の自粛が飲食業、旅館業、関連して小売業に大きな打撃を与えております。



生産工場が集中している中国での操業停止が相次ぎ、サプライチェーンの切断が国内の完全製品化、資材納入、消費にも影響を与える事態となっております。

このような事態を受け、3月18日に開催をいたしました村商工業振興資金審議会では、現在の不況対策として不況対策資金の融資限度額を300万円引き上げ最高1,000万円とし、融資期間も3年延長し10年以内の返済、そして2%利子を3年間村が全額補填するよう審議会の総意として決定をいただきました。融資実行に当たりましては、民法の改正にも関連をすることから、中川村商工業振興規則の改正告示を行い、村商工会から金融機関、長野県信用保証協会の審議を経まして、4月1日以降の速やかな融資につなげてまいります。

併せまして、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度の同時期と比較して極端に売上げの落ちた小売業を中心とした補助金交付に関しましては、中川村補助金等交付規則の改正を行い、村商工会と協力して早期の交付につなげてまいります。

商工業者に限らず、農業生産者にも影響が出ております。卒業、送別会など、このシーズンは花の需要が高まる場所ですが、生花市場での取引が滞り、生花は成長を止めることができませんので、需要の減退による価格の暴落も起こるなど、生産農家収入にも影響をしております。

また、いちご狩り団体客の相次ぐキャンセルも観光農業に収入の柱を据えている農家に大きな影響が出ていることは御承知のとおりであります。

新型コロナウイルスによる不況対策の予算執行を当面の大きな課題としつつ、新型コロナウイルスの猛威が世界を席卷する中、村の対策が不十分なものであれば、期を空けず次の支援策を考えていかなければならない、このように考えております。

本日から子育て支援施設バンビーニを開所し、親子の受入れを行っております。あらかじめ子ども及び保護者に検温をしていただいて、この上での入所を原則に、未検温の親子に関しましては、入所前に検温して入所していただくなどの体制を取っております。また、保護者の御自宅での預かりを条件にファミリーサポートも開始いたしております。

例年より1週間以上進んだ陽気に、桜も開花を始めております。大草城址公園での桜祭り開催期間中の出店、イベントも中止となり、残念なところではありますが、桜を見る、めでる心の余裕は持ちたいと思っております。

議員各位におかれましても、観桜、小さな集まり、宴会など、景気浮揚にもお力をお貸しいただきますことと、健康には特に留意をされまして新年度を迎えられることを願います。

3月定例議会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

長期間の御審議、大変お疲れさまでした。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和2年3月中川村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_